

## 品川区立障害児者総合支援施設における精神科診療所運営事業補助金交付要綱

制定 令和元年8月30日 区長決定 要綱第313号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立障害児者総合支援施設（以下「支援施設」という。）内で運営される精神科診療所事業（以下「本事業」という。）の安定化を図り、地域生活支援拠点としての体制整備に資することを目的として、全国的に不足している児童精神科医を配置し、児童発達支援センターと積極的に連携し、発達障害の可能性のある子どもの診断等を行うために交付する補助金に関し、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 本事業における補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、支援施設において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可を受け、児童精神科医を配置して区内の児童発達支援センターと積極的に連携し、本事業を運営しようとする者とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、別に定める期限までに、補助金交付申請書（第1号様式）に補助事業計画書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、交付の可否を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、補助事業者に対し通知するものとする。

(申請の撤回)

第6条 補助事業者は、前条に規定する補助金の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第7条 補助事業者は、第5条に規定する補助金の交付決定を受けたときは、区長が別に定める期限までに補助金請求書（第4号様式）を区長に提出しな

なければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、補助対象事業終了後（または会計年度終了後）速やかに補助対象事業実績報告書（第5号様式）および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 補助対象事業の遂行状況および経理について、区長が補助職員をして検査をさせた場合または報告を求めた場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

付 則

(適用期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 様

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

品川区立障害児者総合支援施設における

精神科診療所運営事業補助金交付申請書

品川区立障害児者総合支援施設における精神科診療所運営事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 補助事業の内容

3. 添付書類

(1) 補助事業計画書（第2号様式）

(2) 補助事業交付申請額算出根拠

(3) 収支予算（案）の写し

4. 担当者および連絡先

第2号様式（第4条関係）

補 助 事 業 計 画 書

事業者名 \_\_\_\_\_

1. 事業目的

2. 事業内容

3. 補助金執行計画

4. 事業スケジュール

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

品川区立障害児者総合支援施設における  
精神科診療所運営事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

不交付

理由

担当者

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

品川区立障害児者総合支援施設における  
精神科診療所運営補助金請求書

年 月 日付第 号で交付決定のあった、品川区立障害児者総合支援施設における精神科診療所運営事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 様

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

**品川区立障害児者総合支援施設における**

**精神科診療所運営事業補助金交付要綱に基づく事業実績について（報告）**

品川区立障害児者総合支援施設における精神科診療所運営事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けましたが、補助事業を終了しましたので、下記のとおり事業実績を報告いたします。

記

1. 補助事業実績報告書
2. 補助事業収支決算報告書
3. 法人全体収支決算報告書

担当者および連絡先